

特定小売供給約款以外の供給条件

令和元年8月の大雨に関する特別措置

令和元年8月30日 実施

九州電力株式会社

令和元年8月30日 20190830 資第2号 認可

この特定小売供給約款以外の供給条件は、電気事業法等の一部を改正する法律附則第16条第3項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される同法第1条の規定による改正前の電気事業法第21条第1項ただし書の規定により特定小売供給約款以外の供給条件として認可を受けたものであります。

料金その他の供給条件の内容ならびに実施期日および実施期間

令和元年8月の大雨の影響により、当社供給区域内のお客さまが被災し、令和元年8月28日、佐賀県全域（10市10町）に災害救助法が適用された。

このため、災害救助法が適用された市町村および隣接する市町村（令和元年8月28日以降、令和元年8月の大雨の影響により災害救助法が適用された市町村が追加された場合は、当該追加された市町村および当該追加された市町村に隣接する市町村を含む。）において被災されたお客さまから申出があった場合には、次の供給条件を適用するものとする。

1. 被災されたお客さまの令和元年7月（支払期日が8月28日以降となるものに限る。）、8月、9月および10月料金計算分の電気料金の支払期日を各々1か月間延長する。

（実施期間満了日：令和元年12月〔満了日は検針日等により相違〕）

2. 被災されたお客さまが、被災時から引き続きまったく電気を使用されない場合は、被災日が属する料金計算月の次の料金計算月から6か月間に限り、電気料金を免除する。

（実施期間満了日：令和2年3月〔満了日は検針日等により相違〕）

3. 被災されたお客さまが、被災時から引き続きまったく電気を使用されず需給契約を廃止し、その後新たに電気の使用申込みを行なった場合で、その申込みが令和2年2月末日までに行なわれ、かつ、その申込みの内容が次のいずれにも該当するときは、その工事費負担金を免除する。

（実施期間満了日：令和2年2月末日）

- (1) 需給契約の契約種別が被災時の需給契約における契約種別と同一であること
- (2) 契約負荷設備、契約電流、契約容量または契約電力が、被災時の需給契約の契約負荷設備、契約電流、契約容量または契約電力をこえないこと

4. 被災されたお客さまが被災後、臨時電灯または臨時電力の申込みを行なった場合で、その申込みが令和2年2月末日までに行なわれたときは、その臨時工事費を免除する。

(実施期間満了日：令和2年2月末日)

5. 被災されたお客さま（契約種別が従量電灯C，臨時電灯C，公衆街路灯B，低圧電力，臨時電力，農事用電力のお客さまに限る。）で、電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となったものについては、令和2年2月末日までの間は、その使用不能設備に相当する基本料金を免除する。

(実施期間満了日：令和2年2月末日)

6. 被災されたお客さまが被災後、引込線，計量器，その付属装置，区分装置，通信装置および電流制限器等の取付位置の変更の申込みを行なった場合で、その申込みが令和2年2月末日までに行なわれ、かつ、その供給方法が被災時の供給方法と同一であるときは、原則として、その初回の工事に要した費用を免除する。

(実施期間満了日：令和2年2月末日)